

●雇用並びに健康保険非適用証明書について

国民健康保険法において、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者で国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織すると規定されていることから、医師、歯科医師及び薬剤師の三師国保組合に対し、事業又は業務に従事する者の判定基準を策定するよう厚生労働省より通知がなされました。

そのため、本組合では、判定基準を策定いたしましたので平成25年4月1日以降は、甲種組合員（勤務医師）の資格取得に関しましては、医師会の会員資格並びに「判定基準」を満たすことが必要となりました。

つきましては、「雇用並びに健康保険非適用証明書」に、勤務されている医療機関（勤務先が複数の場合は1箇所のみ）にてご証明いただき、組合までご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「組合員資格に関する判定基準」は次の別添資料の通りです。

(別添資料)

## 組合員資格に関する判定基準

### 1 趣旨

福岡県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、国民健康保険法第13条の規定により同種の事業に従事する者（以下「従事者」という。）の資格を明確にするため、この判定基準に関する取扱いを定める。

### 2 判定基準

当組合の組合員は、国民健康保険法及び規約並びに運営内規の定めによるもののほか、下記による判定基準を満たす者をいう。

- (1) 医療機関の開設者又は管理者
- (2) 医療機関等に勤務する医師（非常勤医師を含む）
- (3) 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- (4) 上記、(1) 及び (2) には該当しないが、医師の国家資格を有する専門職としての業務に携わる者（非常勤勤務者を含む）
  - ① 医師等を育成する教育機関等の講師
  - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
  - ③ 学校医、産業医
  - ④ 検診業務及び血液センター関連の業務に携わる者
  - ⑤ 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者
  - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等その他医療関係機関の役員・委員
  - ⑦ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

### 3 管理・運用

組合加入後の組合員資格については、2、3年に1回以上確認する。また、確認に当たっては、最低限、以下の項目が確認できる客観的証拠書類の提出をもってする。

- (1) 組合員の住所
- (2) 組合員が現に従事者の判定基準に定める業務に従事していること
- (3) 組合員が健康保険の適用を受けるべき者の場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること